

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年2月28日 12時11分ごろ
発生場所	京都府宮津市由良海岸北東方沖 博奕岬灯台から真方位258° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 32.3′ 東経135° 17.2′）
事故の概要	遊漁船ROCK ONは、南進中、また、プレジャーボート孝栄丸は、船首を西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年4月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 ROCK ON、4.9トン 251-19006 京都、個人所有 B プレジャーボート 孝栄丸、5トン未満（長さ7.49m） 251-17266 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部ハンドレールに曲損、右舷船首部防舷材の剝離、ウィンチに損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m 太陽の高度及び方位：高度 46°、方位 179°
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、由良海岸北東方沖で漂流し、南寄りの風に圧流されては風上に移動を繰り返して流し釣りを行っていた。 船長Aは、風上に移動することとし、流し釣りを始めるポイントを確認するためにGPSプロッターの航跡を見ながら、約8ノットの対地速力で南進を開始した。 船長Aは、GPSプロッターの画面から目を上げて船首方を見たところ、船首方至近にB船を認め、衝突を回避しようと右舵を取ったが間に合わず、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、A船及びB船の損傷状況並びに両船とも負傷者がいないことを確認した後、京都府舞鶴市舞鶴港に帰港した。 船長Aは、南進を開始する前に船首方を見た際、太陽光やその海面反射が眩しくてB船に気付かなかったのかもしれないと本事故後に思った。

	<p>船長Aは、サングラスを所持していたが着用していなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を西方に向け、漂泊して流し釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、これまで航行中の他船が漂泊して釣り中のB船を避けてくれていたので、本事故当時も他船が避けてくれると思い、左舷方を向いて釣りに集中していたところ、船首部で釣りをしていた同乗者が左舷船尾部に急に移動したのを見て、右舷船首部に接近するA船に気付いたが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが118番通報した後、舞鶴港に帰港した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南進中、船長Aが、GPSプロッターの航跡を見ることに意識を向けて航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、太陽光やその海面反射により前路の他船を視認しづらい状況下、所持していたサングラスを着用していなかったことから、航行開始時に船首方を見た際、船首方で漂泊中のB船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、船首を西方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、GPSプロッターの航跡を見ることに意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けて航行してくれると思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、太陽光やその海面反射により前路を視認しにくい場合、サングラスを着用するなどして操船に当たり、航海計器のみに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・プレジャーボートの船長は、漂泊中、航行中の他船が自船を避けてくれると思わず、常時適切な見張りを行い、接近する他船を認めた場合、必要に応じて機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。